

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく
既存建築物耐震改修促進・実施計画

【高 知 県 版】

平成15年12月

高知県土木部建築指導課

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 既存建築物耐震改修促進計画 | |
| 計画の背景と目的 | 4 |
| (1) 阪神・淡路大震災における被害状況 | |
| (2) 南海、東南海地震について | |
| (3) 計画策定の必要性 | |
| (4) 計画の目的 | |
| | |
| 計画の位置付け | 10 |
| (1) 計画の位置付け | |
| (2) 計画期間 | |
| (3) 対象建築物の把握 | |
| | |
| 計画策定の基本方針 | 14 |
| (1) 施策展開の基本方針 | |
| (2) 基本施策 | |
| (3) 重点施策 | |
| | |
| 「耐震改修等」促進のための基本施策 | 14 |
| (1) 公共建築物 | |
| (2) 民間建築物 | |
| | |
| 「耐震改修等」促進のための重点施策 | 15 |
| (1) 「重点建築物」の設定 | |
| (2) 「重点建築物」に対する施策 | |
| | |
| 計画実施の体制と役割分担 | 16 |
| (1) 計画の実施体制 | |
| (2) 計画実施の役割分担 | |
| | |
| 関連施策 | 16 |
| (1) 木造住宅の「耐震改修等」の促進について | |
| (2) 被災建築物応急危険度判定制度 | |

既存建築物耐震改修促進実施計画

| | 頁 |
|---|-----------|
| 1 計画の目的等..... | 18 |
| 1 - 1 「実施計画」策定の目的 | |
| 1 - 2 「実施計画」の期間 | |
| 2 現況と課題..... | 19 |
| 3 「耐震改修等」のための基本施策 | 22 |
| 3 - 1 県有建築物 | |
| 3 - 2 市町村有建築物 | |
| 3 - 3 民間建築物 | |
| (1) 「耐震改修促進法」の的確な施行 | |
| (2) 所有者への普及・啓発 | |
| (3) 耐震相談窓口サービスの充実 | |
| (4) 講習会の開催等 | |
| (5) 助成制度の活用 | |
| 4 「耐震改修等」促進のための重点施策 | 27 |
| 4 - 1 「重点建築物」に対する施策の内容 | |
| (1) 「重点建築物」の設定 | |
| (2) 重点施策の内容 | |
| 5 計画の実施体制と役割分担 | 28 |
| 5 - 1 計画の実施体制 | |
| (1) 高知県南海地震対策推進本部 | |
| (2) (仮称)高知県既存建築物耐震改修及び応急危険度判定連絡協議会 | |
| (3) 四国耐震診断評定委員会 | |
| 5 - 2 計画実施の役割分担 | |
| (1) 高知県 | |
| (2) 市町村 | |
| (3) 建築物所有者等 | |
| (4) 建築関係技術者 | |
| (5) 建築関係団体 | |
| 6 今後の課題とスケジュール | 31 |
| 6 - 1 (仮称)高知県既存建築物耐震改修及び応急危険度判定連絡協議会の立 ち上げについて | |
| 6 - 2 重点建築物等の実態把握について | |
| 6 - 3 県有施設の耐震改修の計画づくり | |
| 6 - 4 新たな助成制度の検討について | |
| 6 - 5 その他 | |
| 参 考 資 料 編 | 33 |

はじめに

日本は世界でも有数の地震多発国です。地震は、ときには甚大な被害をもたらし、私たちの生活に大きな影響を与えます。この2、3年の間にも鳥取県西部地震、芸予地震、宮城県沖・北部地震、平成15年十勝沖地震と立て続けに発生しているのは御存知のとおりです。

なかでも、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、多くの建築物の倒壊や火災等により多数の人命や財産が奪われました。この震災を契機として、既存建築物の耐震性の強化は様々な防災対策のなかでも緊急性の高いものとして広く認識されるようになり、同年12月には、「**建築物の耐震改修の促進に関する法律**」が制定されました。

この法律は、現在の耐震基準を満たさない既存建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震に対する建築物の被害を未然に防止し、その安全性を確保しようとするものですが、特に、学校、事務所、病院、百貨店など多数の人々が利用する一定規模以上の建築物（「**特定建築物**」と呼びます。）については、所有者に対し耐震診断・改修の努力義務を課しています。

平成13年9月27日には政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会から「南海トラフの地震の長期評価」が公表され、次の南海地震の発生確率については、「今後30年以内に40%程度（マグニチュード8.4程度）」と推定されています。

これを受けて、平成14年度には本県が実施した南海地震による被害想定の中間報告が発表され、その後も政府の中央防災会議の専門調査会による被害想定が発表されています。

こうしたなか、平成14年7月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が公布され、本県においても、既存建築物の耐震性強化の必要性、緊急性がより明確なものとなり、その一層の促進を図ることが求められていますが、耐震改修が必要とされる昭和56年以前に建設された既存建築物の耐震改修の進捗状況は、未だ十分に進んでいるとはいえない状況です。

この「**既存建築物耐震改修促進・実施計画**」は、このような状況を踏まえ、前述した「**特定建築物**」を中心に地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命・身体及び財産を保護するために、県・市町村及び建築関係団体等が連携して、耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための枠組みを定めたものです。

既存建築物耐震改修促進計画

I 計画の背景と目的

(1) 阪神・淡路大震災における被害状況

(ア) 地震の発生状況

平成7年1月17日に、兵庫県の淡路島の北部を震源とする内陸直下型地震が発生しました。この地震は表 -1、表 -2 に示されるように、大都市の近傍で発生したということ、さらには大規模であったことなどから、阪神及び淡路地方を中心に多大な被害をもたらしました。



表 -1 : 地震の発生状況

| 震源地 | 震源の深さ | 震度 | マグニチュード |
|--------------------------------|-------|--|-----------------------------------|
| 淡路島北部 北緯34度36分 東経135度02分 | 16km | 7 (神戸、西宮の一部) 6 (神戸・洲本ほか) 5 (豊岡、彦根、京都ほか) 4 (姫路、津、高知ほか) | 7.2 (平成13年4月23日気象 庁が7.3と訂正) |

表 -2 : 被害の概要

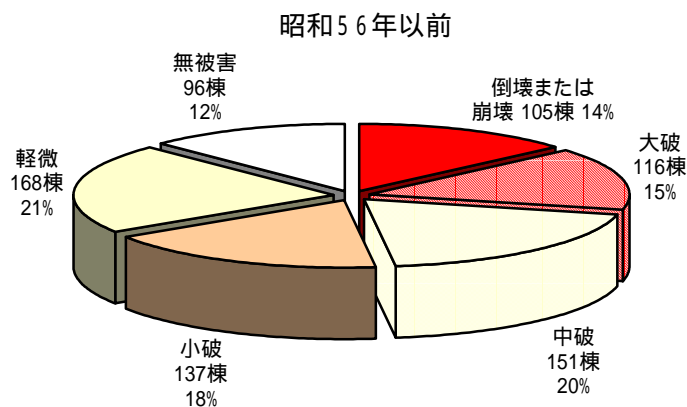
| 死者 | 負傷者 | 倒壊家屋 | 焼失家屋 |
|--------|---------|----------|---------------------|
| 6,432人 | 43,792名 | 249,180棟 | 全焼 6,965棟 半焼 80棟 |

資料) 表 -1、表 -2とも神戸市消防局ホームページより
(<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/48/index.html>)

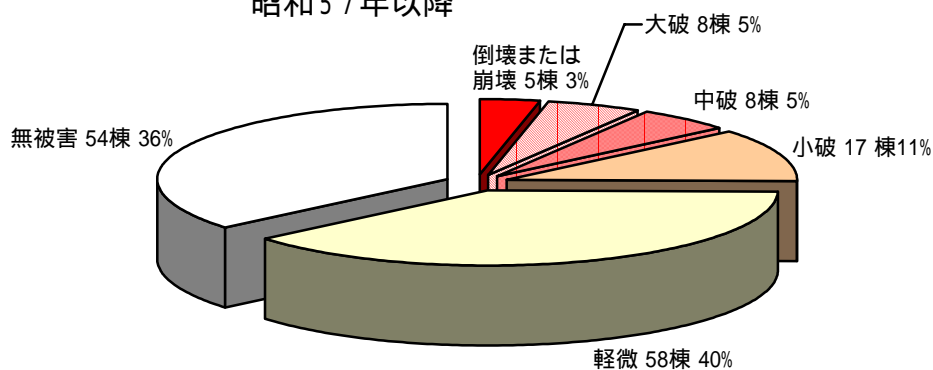
(イ) 建物の建築時期と被害の状況

震災後に行われた被災建物の調査によれば、昭和56年以前の建物における被害が多く、また、構造別に倒壊率をみると、木造軸組が「(大破+倒壊)率」約34.6%、「小破以上率」約62.9%と、ともに最も高かったことがわかります。

図 -1 : 建物の建築時期と被害の状況 (単位: 棟)



昭和57年以降



神戸市中央区JR三宮駅周辺の被害調査結果

資料) 平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告

表 - 3 : 構造別被災度分布 (単位: 棟)

| | なし | 軽微 | 小破 | 中破 | 大破 | 倒壊 | 不明 | 総数 |
|----------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|
| 木造軸組 | 45 | 84 | 52 | 51 | 27 | 99 | 6 | 364 |
| 枠組壁工法 | 23 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 |
| プレハブ | 10 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 鉄骨 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 鉄筋コンクリート | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 不明 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| 総数 | 93 | 95 | 52 | 52 | 28 | 100 | 7 | 427 |

図 - 2 : (大破 + 倒壊) 率

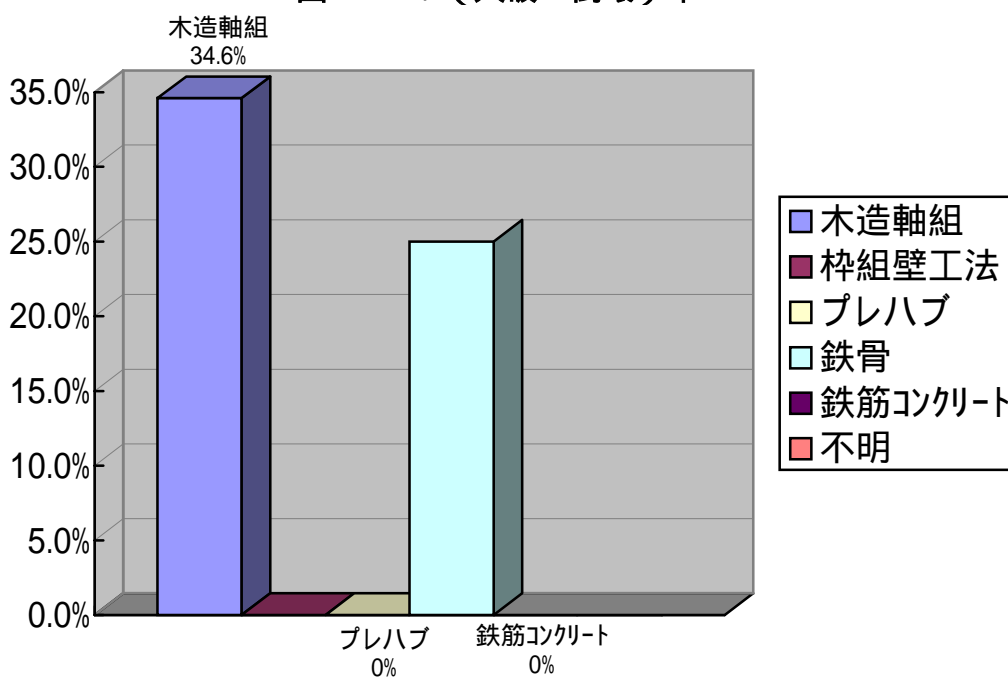
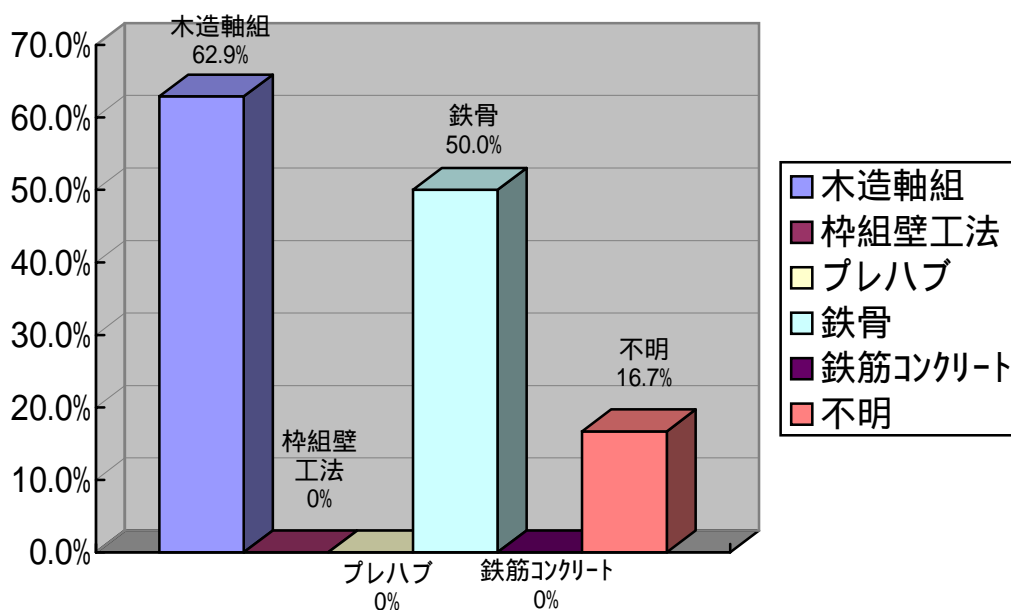


図 - 3:小破以上率



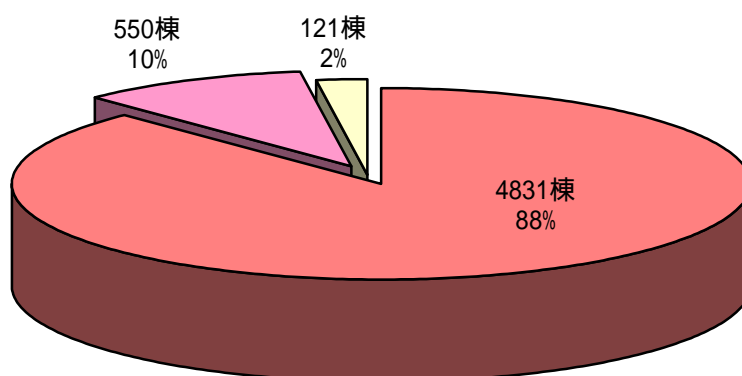
芦屋市西部地区の427戸の調査結果

資料) 平成7年版神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告

(ウ) 阪神・淡路大震災における死因

図 - 4 から、死因の約88%が、建物や、家具類等の倒壊による圧死や窒息死であることがわかります。

図 - 4 : 死亡者の死因 (単位: 棟)



- 家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの
- 焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの
- その他: 落下物による脳挫傷、骨折、車両転落による全身打撲等

資料) 平成7年版「警察白書」

(2) 南海、東南海地震について

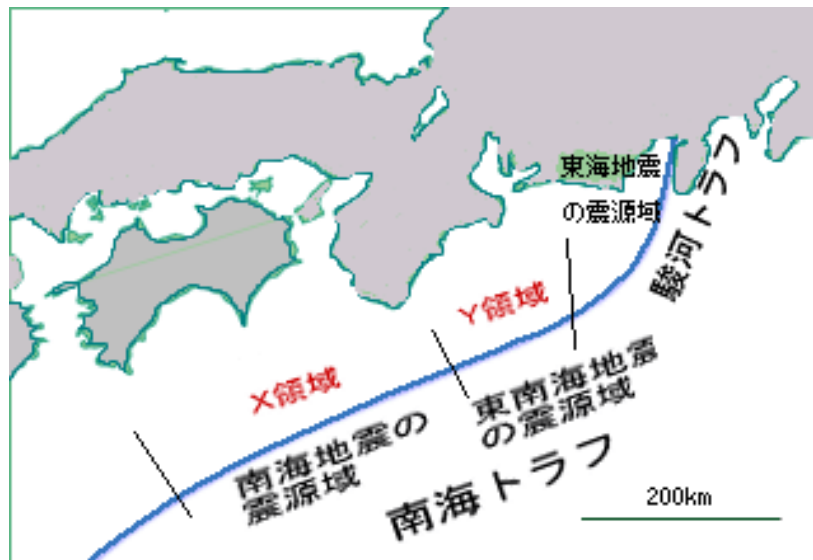
過去の南海、東南海地震

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られています。

図 - 5 に示す足摺岬（高知県）沖から潮岬（和歌山県）沖のX領域を中心にして発生する地震を**南海地震**、潮岬沖から浜名湖（静岡県）沖のY領域を中心にして発生する地震を**東南海地震**と呼んでいます。

確認されているだけで、西暦684年から現在までの間に、南海地震は東南海地震との同時発生も含めて、少なくとも9回はM7.9～8.6の地震が発生した可能性があり、東南海地震は南海地震との同時発生も含めて、少なくとも7回はM7.8～8.6の地震が発生した可能性があります。

図 - 5 : 南海地震、東南海地震、東海地震の震源域



次の南海、東南海地震について

次の南海地震と東南海地震の発生時期の関係は、過去の事例（発生時期のずれは2年程度以内）を踏まえ、同時又は相互に近接して発生するかのどちらかである可能性が高いと考えられています。

評価時点を2001年1月1日とする時間予測モデルによると、次の南海地震及び東南海地震の発生の可能性は年々高まっており、評価時点後30年以内の発生確率は、南海地震で40%程度、東南海地震で50%程度に達すると推定されています。なお、同時点後10年以内から50年以内の各10年ごとの長期発生確率は、表 - 4 のとおりです。

地震の規模は、個別に発生した場合、南海地震はM8.4前後、東南海地震はM8.1前後となると考えられています。さらに、同時に発生した場合では、M8.5前後となる可能性が高いと考えられています。

表 - 4 : 次の南海地震及び東南海地震の発生確率等

| 項目 | 将来の地震発生確率等 | |
|------------|------------|----------|
| | 南海地震 | 東南海地震 |
| 10年以内の発生確率 | 10%未満 | 10%未満 |
| 20年以内の発生確率 | 20%程度 | 30%程度 |
| 30年以内の発生確率 | 40%程度 | 50%程度 |
| 40年以内の発生確率 | 60%程度 | 70～80%程度 |
| 50年以内の発生確率 | 80%程度 | 80～90%程度 |
| 地震後経過率 | 0.60 | 0.65 |

評価時点は全て2001年1月1日現在。

「南海トラフの地震の長期評価」による。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の成立

「南海トラフの地震の長期評価」を踏まえ、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「東南海・南海地震特別措置法」とします。)が成立し、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災上の特別の措置を定めることにより、より一層地震防災対策の推進が図られることとなりました。

「東南海・南海地震特別措置法」の概要

- ア 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定
- イ 東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成
- ウ 地震観測施設等の整備
- エ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

南海地震の被害想定

本県では、平成5年3月に「高知県地震対策基礎調査」により、1946年の南海地震(M8.0)を想定した地震動、津波による被害想定を実施しています。

その後、平成13年9月27日には政府の地震調査研究推進本部が、次に発生が予想される南海地震の規模をM8.4と発表したため、平成14、15年度の2箇年で南海地震単独発生及び東南海・南海地震の同時発生を想定した第2次被害想定を実施することになりました。

以下は、平成14年実施分の南海地震単独発生を想定した中間報告です。

なお、表-5は、地震動によるものであり、今後、津波や液状化、火災の延焼などについても、被害想定を拡大する予定のため、建物など物的被害については増加が見込まれます。

表 - 5 : 南海地震被害想定

| 区分 | 建物棟数 | 建物被害棟数 | | 人口(人) | 人的被害 | |
|-----|---------|-----------------|------------------|---------|-----------------|-------------------|
| | | 全壊 | 半壊 | | 死者(人) | 負傷者(人) |
| 木造 | 404,608 | 7,873 (1.9%) | 24,841 (6.1%) | 800,819 | 592 (0.074%) | 3,891 (0.486%) |
| 非木造 | 118,127 | 1,357 (1.1%) | 4,391 (3.7%) | | 51 (0.006%) | |

(3) 計画策定の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、ほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建物の倒壊によるものでした。同震災による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年以前、いわゆる新耐震基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなりました。

このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」とします。）が施行されました。

これまで高知県の建築指導行政においても、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度^(注1)や、建築物の防災週間の期間中に実施している建築物防災査察^(注2)等の機会を捉え、「特定建築物」の所有者や管理者に対し、耐震診断・改修の促進について周知、啓発活動を行ってきたところですが、その必要性にもかかわらず、思うようには進んでいないのが実情です。

こうしたなか、平成13年9月には政府の地震調査研究推進本部により「南海トラフの地震の長期評価」が公表され、今後30年以内に40%程度の確率で、次の南海地震が発生すると推定されており、その規模はマグニチュード8.4程度とされています。

これを受けて、本県が平成14年度に実施したマグニチュード8.4を想定した南海地震・津波による被害想定の中間報告によると、県下の死者643人^(注3)、建物被害は全壊9,230戸、半壊29,232戸^(注4)となっています。また、同年9月には政府の中央防災会議の専門調査会による被害想定結果も報告され、本県で死者約1,300人^(注5)、建物の倒壊戸数は約28,300戸(全壊)^(注6)と推測されています。

一方で、平成14年7月には「東南海・南海地震特別措置法」が公布され、本県においても、既存建築物の耐震性強化の必要性、緊急性はより明確なものとなり、その一層の促進を図ることが求められています。

(注1)「定期報告制度」：建築基準法第12条の規定により、一定規模以上の不特定及び多数の人が利用する建築物の所有者等は、定期的に建築物やその設備の状況について特定行政庁（高知県または高知市）に報告する義務があります。

(参考資料編4 定期報告対象建築物一覧 参照)

(注2)「建築物防災査察」：昭和35年以来、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令及び制度の周知徹底を図るために、毎年度、一定の規模以上の施設を対象に実施しています。

(注3)(注5)地震動による建物被害に起因する人的被害のみ。地震後火災、津波による浸水、山・崖崩れなどによる被害は含まれていません。

(注4)(注6)地震動による建物被害のみ。地盤液状化、地震後火災、津波による浸水、山・崖崩れなどによる建物被害は含まれていません。

(4) 計画の目的

既存建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」とします。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年以前に建築され、現行の建築基準法に規定されている新耐震基準を満足していない既存建築物のうち、主として「特定建築物」を中心に、耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。



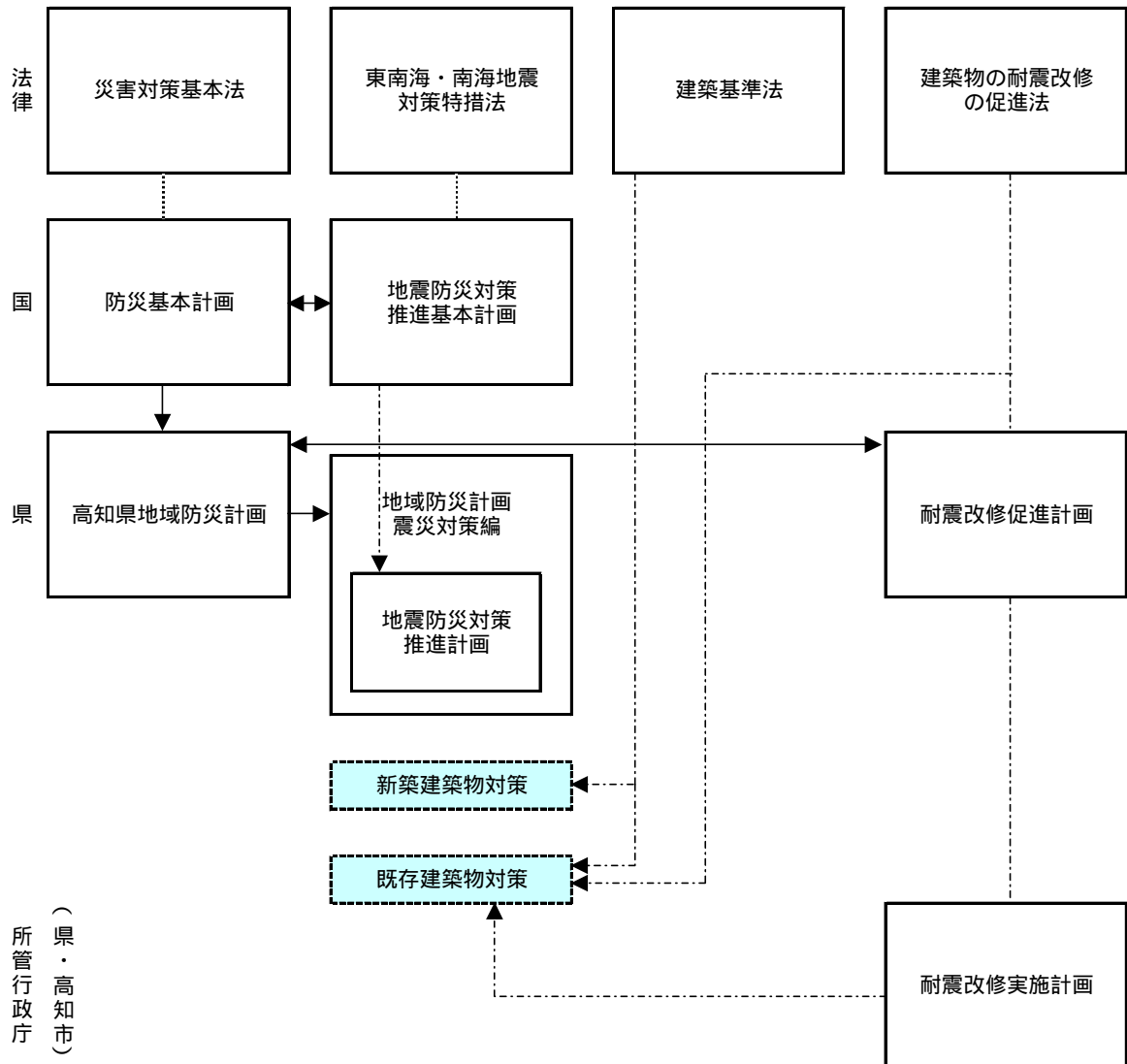
II 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、「高知県地域防災計画（震災対策編）」（平成15年5月修正）の関連計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置付けます。

また、本計画は、「耐震改修促進法」第4条に規定されている所管行政庁（県、建築基準法第4条第1項又は第2項に基づき建築主事を置く市（高知市））が具体的な実施プログラムである「既存建築物耐震改修促進実施計画」（以下「実施計画」とします。）を策定する場合のガイドラインとなるものです。

表 - 1 : 本計画の位置付け



(2) 計画期間

計画期間は、平成15年度から19年度までの5箇年とします。なお、本計画は必要に応じて見直すものとします。

(3) 対象建築物の把握

(ア) 用語の定義

本計画における用語の定義は、それぞれ以下のとおりとします。

「新耐震基準」 昭和53年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年に大改正されたもの。

「既存建築物」 昭和56年5月31日以前に建築され、「新耐震基準」を満たしていない建築物。

「特殊建築物」 建築基準法第2条に規定されている用途の建築物で、病院、ホテル、学校などのように不特定又は多数の人が利用する建築物。

なお、そのうち特定行政庁が指定する一定規模以上のものは、定期報告の対象となります。

(定期報告対象建築物については、参考資料編4 参照。)

「特定行政庁」 建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、(所管行政庁) その他の市町村の区域については知事をいいます。当県では、高知県知事と高知市長です。

(イ) 対象建築物の種類

「特定建築物」

昭和56年以前に建築された「耐震改修促進法」第2条に基づく建築物。不特定多数が利用する大規模な建築物という位置付けで、「耐震改修促進法」第2条において、所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられています。

(「特定建築物」については、参考資料編3 「耐震改修促進法」の建築物一覧 参照)

定期報告の対象となっている「特殊建築物」

防災上重要な建築物

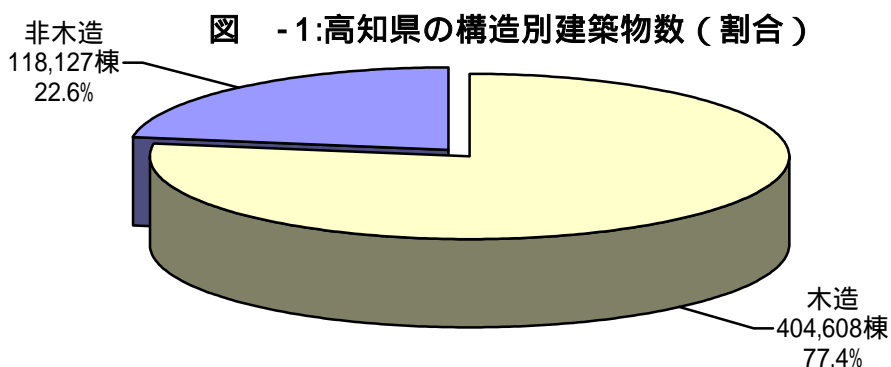
昭和56年以前に建築された建築物のうち、災害時において防災拠点、避難施設としての機能が要求されている建築物や災害時要援護者の利用する建築物で、「耐震改修等」の必要性、緊急性の高いもの。

(ウ) 県下の建築物のストック

第2次高知県地震被害想定調査報告書(平成14年度分)によれば、県下の建築物の総数は522,735戸となっています。

表 - 2 : 高知県の構造別建築物数 (単位: 棟)

| 構造 | 木造 | 非木造 | 合計 |
|----------|---------|---------|---------|
| 建築物数 (戸) | 404,608 | 118,127 | 522,735 |



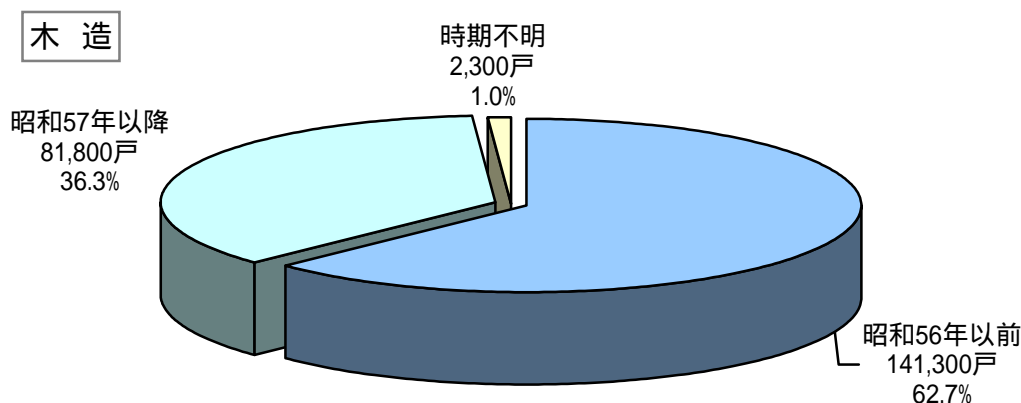
平成10年住宅・土地統計調査によれば、県内の住宅戸数は347,200戸であり、うち居住世帯有りのものが298,500戸で、その内訳は表-3のとおりです。

建築時期別にみると、「新耐震基準」施行(昭和56年6月1日)より前に建設された住宅が戸数ベースで約半数(54.3%)となっています。構造別では木造住宅の戸数比率は75.5%と全住宅戸数のおおよそ8割を占めています。

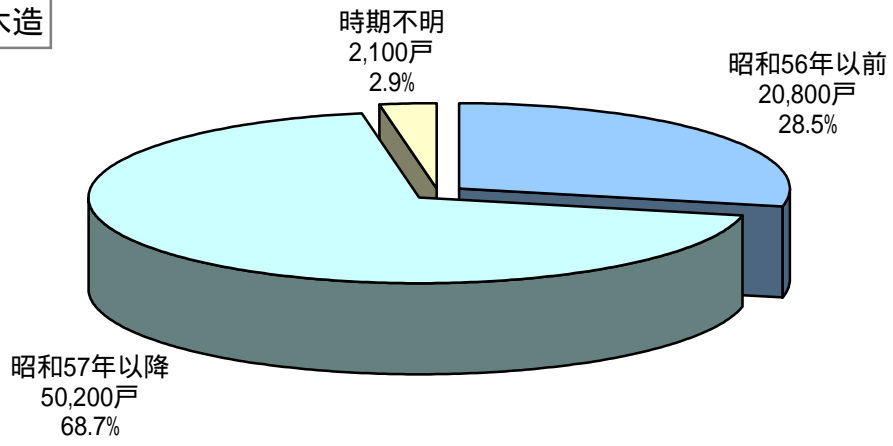
表 - 3 : 高知県の建築時期別・構造別住宅数 (単位: 戸)

| 建築時期 | 昭和56年以前 | 昭和57年以降 | 時期不明 | 合計 | 割合 |
|------|---------|---------|-------|---------|----------|
| 木造 | 141,300 | 81,800 | 2,300 | 225,400 | (75.5%) |
| 非木造 | 20,800 | 50,200 | 2,100 | 73,100 | (24.5%) |
| 合計 | 162,100 | 132,000 | 4,400 | 298,500 | (100.0%) |

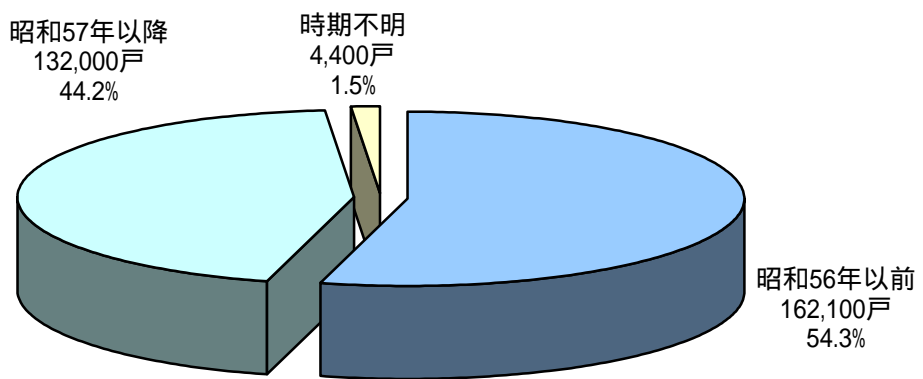
図 - 2 : 高知県の建築時期別・構造別住宅数



非木造



合計



III 計画策定の基本方針

(1) 施策展開の基本方針

本計画は、「耐震改修促進法」の趣旨を踏まえ、「既存建築物」のうち「特定建築物」はもちろん、阪神・淡路大震災における被害状況も勘案し、「特定建築物」以外でも、その用途の特性や規模等により、耐震性能の向上を図る必要のある建築物については、その対象として、**基本施策**と**重点施策**を設定します。

(2) 基本施策

基本施策は、建築物の所有・管理主体や構造形式を勘案し、すべての「既存建築物」のうち、「特定建築物」や一定の規模以上の「特殊建築物」（定期報告対象建築物）を対象に、耐震診断及び耐震改修等（以下「耐震改修等」とします。）の推進を図るための施策とします。
(参考資料編3、4 参照)

公共建築物

県及び市町村は連携し、本計画を踏まえて、その所管する対象建築物について計画的に「耐震改修等」の促進を図るものとします。

民間建築物

建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが原則です。

「耐震改修促進法」においても、「特定建築物」の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

このような基本的認識に基づき、所管行政庁である県、高知市はもとより高知市を除く52市町村についても、普及・啓発、相談窓口の開設、技術者への支援策等、「耐震改修等」を促進するための体制や環境の整備を推進するものとします。

(3) 重点施策

重点施策は、特定の用途・規模や特定の区域に存する「既存建築物」を対象に、必要性や緊急性等を勘案して、優先度の高いものから重点的に耐震性の向上を図るための施策とします。

・重点施策の対象建築物の設定

県は、高知県地域防災計画及び市町村の地域防災計画との整合性を確保しつつ、「重点建築物」を設定し、その耐震性の向上を図ります。

IV 「耐震改修等」促進のための基本施策

(1) 公共建築物

県は市町村と連携して、「耐震改修等」の計画的な推進を図ります。

国及び政府機関所有建築物

国及び政府機関所有建築物については、原則として所有主体である国及び政府機関が主体的に「耐震改修等」の促進を図るものとします。

ただし、防災上重要な施設、建築物については、特定行政庁が「耐震改修等」に関して所有者又は管理者と協議します。

(2) 民間建築物

県は市町村と連携し、南海トラフの地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、法制度、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、対象建築物の所有者、

利用者等に提供します。

特に、南海地震への対応の緊急性、対象建築物に対する「耐震改修等」の必要性については、建物の所有者や管理者に十分に周知します。

具体的施策

所有者等に対する普及・啓発

- ・パンフレットの作成、配布
- ・「耐震改修等」の状況に関するアンケートの実施他。

耐震相談窓口のサービスの充実

耐震診断・改修講習会の開催、受講者の登録

県は建築関連技術者（建築士）を対象とした耐震診断・改修講習会を開催し、「耐震改修等」を行う技術者の養成を図ります。

助成制度等の活用

- ・公的機関の融資制度等の特例制度活用。

V 「耐震改修等」促進のための重点施策

(1) 「重点建築物」の設定

「既存建築物」のうち一定の基準（用途、規模及び地域の特性）により、必要性や緊急性を考慮して設定します。

a 被災時にその機能確保が求められる建築物（用途）

例：避難・救護復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

b 高齢者、身体障害者、災害時要援護者が利用する建築物（用途）

例：社会福祉施設、老人保健施設等

c その他

・多数のものが利用する一定規模以上の建築物（規模）

例：3階以上、かつ2,000㎡以上の建築物

・密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付けられた場合、その区域内における建築物（地域）

(2) 「重点建築物」に対する施策

(ア) 公共建築物

県は市町村と連携のうえ、地域防災計画における拠点施設等の優先度を考慮し、計画的に「耐震改修等」の促進を図ります。

(イ) 民間建築物

a 「耐震改修促進法」に基づく指導等

所管行政庁は「重点建築物」の所有者等に対して、「耐震改修等」を自主的に行うよう促すため、講習会を開催するなど情報提供や注意喚起等を行い、耐震性向上に関する所有者の努力義務に対する意識の向上を図ります。

一方、「重点建築物」のうち「特定建築物」については、「耐震改修等」の実施を確保するため、必要に応じて指導、助言を行います。

b 市街地総合再生計画等の活用

（担当課：住宅企画課）

県は、市町村が市街地総合再生計画を作成し、優良建築物等整備事業（耐震型）等を活用するよう誘導するとともに、同計画・事業等を実施する市町村を支援します。

VI 計画実施の体制と役割分担

(1) 計画の実施体制

高知県南海地震対策推進本部

(仮称)高知県既存建築物耐震改修及び応急危険度判定連絡協議会

四国耐震診断評定委員会

(2) 計画実施の役割分担

高知県、市町村、建築物所有者等、建築関連技術者・団体は、相互に連携を図りながら、「耐震改修等」を推進します。

VII 関連施策

(1) 木造住宅の「耐震改修等」の促進について (担当課：住宅企画課)

昭和56年以前に建築された木造住宅については、阪神・淡路大震災においても最も被害が大きかった建物であり、戸数も多く、日常生活を営むうえでも最も滞在時間の長い場所であるため、個人が自主的に「耐震改修等」を行い、安心な住まいとすることが求められています。

個人住宅の耐震対策

表 - 1 : 「高知県木造住宅耐震診断事業」概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 「高知県木造住宅耐震診断事業」 |
| 事業主体 | 市町村 |
| 対象区域 | 本事業を実施する市町村の区域に限られます。 平成15年度実施予定市町村：高知市・南国市・香北町 なお平成16年度以降については、その他市町村にも拡大される予定。 |
| 申請者 | 対象住宅の所有者 |
| 対象住宅 | 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 |
| 申込み先 | 本事業を実施する市町村窓口 |
| 診断方法 | 診断マニュアルに基づく現地調査 |

住宅密集地区の住宅耐震対策

住宅密集地については、防災上の必要性に応じ、市町村が主体となり耐震対策を推進します。地区全体の簡易診断に基づき、住民の理解を得ていく中で、国庫補助を活用した計画的な耐震化を促進します。

表 - 2 : 「密集住宅市街地耐震安全性調査事業」概要

| | |
|------|--------------------|
| 事業名 | 「密集住宅市街地耐震安全性調査事業」 |
| 事業主体 | 市町村 |
| 対象区域 | 既成住宅市街地 |
| 申請者 | 市町村 |
| 対象住宅 | 対象区域内の木造住宅 |
| 診断方法 | 外観目視による簡易診断 |

住宅の耐震化に向けた今後の取り組み（予定）

(ア) 意識の啓発、現状の認識

- 耐震診断の実施エリアの拡大
- 「耐震改修等」に関するパンフレットの作成、普及
- 重点的な取り組み（密集市街地の外観目視による調査の実施）
- 住民に届く周知活動（住民への説明会を実施）

(イ) 相談窓口の設置

- 市町村単位での相談窓口の設置
- 相談窓口用パンフレットの作成、研修の実施
- 家具固定の相談窓口の設置

(ウ) 資金の確保・安い工法の普及

- 住宅金融公庫（耐震リフォーム）
- 耐震改修費についての補助の検討
- バリアフリーリフォームと兼ねたリバースモーゲージの普及
- 新工法に関する講習会の実施

(エ) 建築技術者の技術力の向上

- 「耐震改修等」技術者育成事業の実施
- 技術者に対するアドバイス窓口の設置

リバースモーゲージ：シルバー世代の所有する住宅・不動産を担保に、金融機関や自治体から年金方式の融資を受けて、所有者が亡くなった後、その不動産を売却して返済をする方法

(2) 被災建築物応急危険度判定制度

大規模地震により被災した建築物について余震等における倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施します。

このため、その判定実施に係る体制の整備を図るとともに、建築物の応急危険度判定士の養成及び資質の保持に努めます。

(参考資料編 10 応急危険度判定制度とは 参照)

既存建築物耐震改修促進実施計画

1. 計画の目的等

1-1 「実施計画」策定の目的

「実施計画」は、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、県民の生命や財産を保護するため、「促進計画」に基づき、県有建築物、知事が「特定行政庁」として所管する区域の市町村有建築物及び民間建築物等を中心に「耐震改修促進法」に基づく「耐震改修等」を総合的・計画的に促進するための具体的施策の実施について定めることを目的とします。

(表 1) 「促進計画」における基本施策概要図

| 公共建築物 | | 民間建築物 |
|------------|--------------|----------------------|
| 県・市町村所有建築物 | 国及び政府機関所有建築物 | 所有者等に対する普及・啓発 |
| 計画的な推進 | 国及び政府機関が主体 | 耐震相談窓口のサービスの充実 |
| | 協議 | 耐震診断・改修講習会の開催、受講者の登録 |
| | 重要な施設 | 助成制度の活用 |

(表 2) 「促進計画」の重点施策における「重点建築物」の概要図

| <区分> | <抽出基準設定の考え方> | <必要性・緊急性> | <例> |
|-------|--------------|---|---|
| 重点建築物 | 用途、規模及び地域の特性 | a 被災時にその機能確保が求められる建築物(用途) b 高齢者、身体障害者等の災害時要援護者が利用する建築物(用途) c その他 ・多数のものが利用する、一定規模以上の建築物(規模) ・密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付けられた場合、その区域内の建築物(地域) | 避難・救護復旧拠点施設、ライフライン管理施設等 社会福祉施設、老人保健施設等 3階以上、かつ2,000㎡以上の建築物等 |

1-2 「実施計画」の期間

本計画の実施期間は、原則として平成15年度を初年度とする3年間とします。

なお、本計画は関連する施策の策定期間に合わせて、順次見直しを行います。また、県下の「特定建築物」の棟数や耐震診断及び改修の実績は、今後もアンケート調査等を実施のうえ、順次修正を行っていきます。

2. 現況と課題

本県における昭和56年以前の「既存建築物」は、約34万棟と推計され、木造建築物が約31万棟、非木造建築物が約3万棟と推計されています。

また、「耐震改修促進法」で定める「特定建築物」の棟数は、現在のところ高知県全域（高知市を除く）で約600棟です。このうち公共建築物は、約80%、民間建築物は約20%となっています。

(表-3) 高知県の「特定建築物」の棟数 (高知市除く)

| 用途 | 公共 | 民間 | 計 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 学 校 | 242 | 1 | 243 |
| 病 院, 診 療 所 | 22 | 41 | 63 |
| 劇 場, 集 会 場 等 | 21 | 15 | 36 |
| 店 舗 等 | 0 | 7 | 7 |
| ホ テ ル, 旅 館 等 | 6 | 23 | 29 |
| 賃 貸 共 同 住 宅 等 | 42 | 26 | 68 |
| 社 会 福 祉 施 設 等 | 24 | 3 | 27 |
| 消 防 庁 舎 | 10 | | 10 |
| 警 察 庁 舎 | 1 | | 1 |
| 一 般 庁 舎 | 55 | | 55 |
| そ の 他 | 62 | 2 | 64 |
| 合 計 | 485 | 118 | 603 |

民間建築物の件数については、定期報告の対象建築物の所有者に対し、任意に行ったアンケートの回答結果によるものです。

県所有の公共建築物に関しては、防災上重要な学校等を中心として耐震診断を行うとともに、必要な改修を進めています。また、市町村においても、庁舎、学校等を中心に「耐震改修等」が進められようとしていますが、これらの県及び市町村の公共建築物における「耐震改修等」の実施率は、現在においても、全公共建築物の一部にとどまっており、今後、より一層の取り組みが必要となっています。

民間建築物の「耐震改修等」についても、所有者等の耐震対策の必要性に対する認識が高くないことや、耐震診断や改修に係る費用が膨大になることなどから、ほとんど実施されていません。そのような状況の中「耐震改修促進法」の施行により、「耐震改修等」が行われやすいように法整備が行われるとともに、「特定建築物」の所有者にその努力義務が課せられましたが、依然として思うようには進んでいないのが実情です。

以上のような状況を踏まえ、今後、一層民間建築物の所有者や管理者に対し、建築物の耐震対策の重要性を周知、啓発していくことが求められています。

(表 - 4) 「特定建築物」の「耐震改修等」の進捗状況： **全国**

(平成15年3月31日現在)

| | 公共建築物(棟) | | 民間建築物(棟) | | 計(棟) | |
|--|----------|-----|----------|----|-----------|-----|
| 対象建築物 A | 約 93,300 | | 約 91,600 | | 約 184,900 | |
| 耐震診断実施 B | 約 35,600 | 39% | 約 4,700 | 5% | 約 40,300 | 22% |
| 要改修と診断 C | 約 19,900 | 22% | 約 1,800 | 2% | 約 21,700 | 12% |
| 耐震改修実施 D | 約 7,900 | 9% | 約 800 | 1% | 約 8,700 | 5% |
| 建替え E | 約 1,100 | 1% | 約 200 | 0% | 約 1,200 | 1% |
| 除却済 F | 約 900 | 1% | 約 1,100 | 1% | 約 2,000 | 1% |
| 耐震性が確認されたもの (B-C)+D+E 割合：(B-C+D+E)/(A-F) | 約 24,700 | 27% | 約 3,900 | 4% | 約 28,500 | 16% |

資料) 国土交通省ホームページより

(表 - 5) 「特定建築物(公共建築物)」の「耐震改修等」の進捗状況： **高知県**

(高知市除く)

(平成15年3月31日現在)

| | | | 公共建築物 (棟) | 進捗率 |
|-----------------------|---------|------------|--------------|-------|
| 特 定 建 築 物 | 学 校 | 対象建築物数 | 242 | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 71 | 29.3% |
| | | うち改修・建替が必要 | 29 | 12.0% |
| | | 耐震改修実施棟数 | 25 | 10.3% |
| | | 建替実施棟数 | 10 | 4.1% |
| | | 除却済み棟数 | 4 | 1.7% |
| | 病院,診療所 | 対象建築物数 | 22 | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 1 | 4.5% |
| | | うち改修・建替が必要 | 1 | 4.5% |
| | | 耐震改修実施棟数 | 0 | |
| | | 建替実施棟数 | 3 | 13.6% |
| | | 除却済み棟数 | 1 | 4.5% |
| | 劇場,集会場等 | 対象建築物数 | 21 | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 1 | 4.8% |
| | | うち改修・建替が必要 | 0 | |
| | | 耐震改修実施棟数 | 0 | |
| | | 建替実施棟数 | 4 | 19.0% |
| | | 除却済み棟数 | 0 | |
| | 店舗等 | 対象建築物数 | 0 | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 0 | |
| うち改修・建替が必要 | | 0 | | |
| 耐震改修実施棟数 | | 0 | | |
| 建替実施棟数 | | 0 | | |
| 除却済み棟数 | | 0 | | |

(次ページへつづく)

| | | | 公共建築物 (棟) | 進捗率 | |
|------------|------------|------------|--------------|-------|--------|
| 特定建築物 | ホテル、旅館等 | 対象建築物数 | 6 | | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 1 | 16.7% | |
| | | うち改修・建替が必要 | 1 | 16.7% | |
| | | 耐震改修実施棟数 | 1 | 16.7% | |
| | | 建替実施棟数 | 0 | | |
| | | 除却済み棟数 | 0 | | |
| | 賃貸共同住宅等 | 対象建築物数 | 42 | | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 4 | 9.5% | |
| | | うち改修・建替が必要 | 0 | | |
| | | 耐震改修実施棟数 | 0 | | |
| | | 建替実施棟数 | 0 | | |
| | | 除却済み棟数 | 6 | 14.3% | |
| | 社会福祉施設等 | 対象建築物数 | 24 | | |
| | | 耐震診断実施棟数 | 0 | | |
| | | うち改修・建替が必要 | 0 | | |
| | | 耐震改修実施棟数 | 0 | | |
| | | 建替実施棟数 | 2 | 8.3% | |
| | | 除却済み棟数 | 0 | | |
| | 公益上必要な建築物 | 消防庁舎 | 対象建築物数 | 10 | |
| | | | 耐震診断実施棟数 | 0 | |
| | | | うち改修・建替が必要 | 0 | |
| | | | 耐震改修実施棟数 | 0 | |
| | | | 建替実施棟数 | 4 | 40.0% |
| | | | 除却済み棟数 | 0 | |
| | | 警察庁舎 | 対象建築物数 | 1 | |
| | | | 耐震診断実施棟数 | 1 | 100.0% |
| | | | うち改修・建替が必要 | 1 | 100.0% |
| | | | 耐震改修実施棟数 | 0 | |
| | | | 建替実施棟数 | 0 | |
| | | その他の一般庁舎 | 対象建築物数 | 55 | |
| 耐震診断実施棟数 | | | 14 | 25.5% | |
| うち改修・建替が必要 | | | 1 | 1.8% | |
| 耐震改修実施棟数 | | | 3 | 5.5% | |
| その他 | 建替実施棟数 | 4 | 7.3% | | |
| | 除却済み棟数 | 0 | | | |
| | 対象建築物数 | 62 | | | |
| | 耐震診断実施棟数 | 2 | 3.2% | | |
| | うち改修・建替が必要 | 1 | 1.6% | | |
| 合計 | 耐震改修実施棟数 | 1 | 1.6% | | |
| | 建替実施棟数 | 2 | 3.2% | | |
| | 除却済み棟数 | 0 | | | |
| | 対象建築物数 | 485 | | | |
| | 耐震診断実施棟数 | 95 | 19.6% | | |
| | うち改修・建替が必要 | 34 | 7.0% | | |
| | 耐震改修実施棟数 | 30 | 6.2% | | |
| | 建替実施棟数 | 29 | 6.0% | | |
| | 除却済み棟数 | 11 | 2.3% | | |

3. 「耐震改修等」のための基本施策

3-1 県有建築物

県は所管する建築物について、その所管する各部局で優先度を考慮して対象建築物を選定したうえで、「耐震診断・改修計画」を作成し、国庫補助金の助成制度等を活用して計画的に「耐震改修等」を促進します。

3-2 市町村有建築物

各市町村（高知市を除く）は各市町村の地域防災計画及び県策定の「促進計画」を踏まえて、災害時に重要な機能を果たすべき建築物を選定のうえ、優先度を考慮し「耐震改修等」の計画的な推進を図るものとします。

3-3 民間建築物

(1) 「耐震改修促進法」の的確な施行

県はパンフレットの作成・配布や種々の機会を通じて所有者等に対して「耐震改修促進法」を周知させ、「耐震改修等」を自主的に行うように促します。また、その実施を円滑に実施するため、必要に応じて個別に指導、助言、指示を行います。

「耐震改修等」の実施を促進するため、「耐震改修促進法」第4条1項の規定により、同法第2条及び施行令第1条に規定されている「特定建築物」（規模3階以上かつ1,000㎡以上）の所有者に対し、必要に応じて指導及び助言を行います。

また、同法第4条2項の規定により、施行令第3条に規定されている「特定建築物」（規模3階以上かつ2,000㎡以上）の所有者に対し、必要に応じて指示を行います。

- (参考資料編 3 「耐震改修促進法」の対象建築物 参照)
(参考資料編 5 「耐震改修促進法」(抜粋) 参照)

(2) 所有者等への普及・啓発

県は各市町村と協力し、建築物の所有者等に対する耐震性向上の普及・啓発を図るため、耐震相談窓口パンフレット等を常備し、配布します。

パンフレットの主な内容は以下のものとします。

- ・耐震性向上に関する注意喚起
- ・耐震改修の方法の紹介
- ・自己診断の方法
- ・金物等の補強方法
- ・家具等の落下、倒壊防止等、室内空間の安全確保の方法

現在配布中のパンフレット

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ・「わが家の耐震診断と補強方法」 | 監修 建設省住宅局 発行 (財)日本建築防災協会 |
| ・「地震にそなえて わが家の耐震知識」 | 監修・発行 同上 |
| ・「あなたの建物は安全ですか」 | 監修 建設省住宅局建築物防災対策室 発行 同上 |

(3) 耐震相談窓口サービスの充実

現在、民間建築物については、耐震診断の仕組みや住宅金融公庫等による助成制度に関する相談を実施しています。今後は、県及び建築関係団体における耐震相談窓口業務の内容を明確にするとともに、さらにその内容を充実させます。

| 設 置 機 関 | 相 談 内 容 |
|-----------------|---|
| 県土木部建築指導課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断の仕組みに関する相談 ・ 耐震関係法令に関する相談 ・ 住宅金融公庫による助成制度に関する相談 ・ 助成制度の紹介 住宅については県土木部住宅企画課 |
| 県土木部住宅企画課 | |
| 県中村土木事務所（建築指導班） | |
| 市町村の建築主務課 | |
| （社）高知県建設技術公社 | |
| （社）高知県建築士会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断の技術的内容に関する相談 ・ 費用に関する相談 ・ 「耐震改修等」技術者の紹介 高知県建設労働組合については木造のみ |
| （社）高知県建築士事務所協会 | |
| （社）高知県建築設計監理協会 | |
| （社）高知県建設業協会建築部会 | |
| 高知県建設労働組合 | |

（４）講習会の開催等

無料耐震相談会の実施

県は市町村や建築関係団体と協力し、建築士等による無料耐震相談会を実施し、所有者等に対し耐震性向上に関する知識の普及・啓発を図るものとします。

- ・ 毎年行われる「建築士の日」（７月１日）における相談会の実施
- ・ 建築物防災週間期間（毎年度２回：９月末～１０月上旬頃、及び３月上旬頃）中における相談会の実施

「耐震改修等」を行う技術者の養成

県は、建築士をはじめ、大工職等の建築関連技術者を対象として、耐震診断・改修講習会を開催し、「耐震改修等」を行う技術者の養成と受講者の登録を行っています。

修了者名簿は各相談窓口に備え付け、「耐震改修等」を行う技術者の紹介に活用します。

(表 6) 耐震診断講習会の受講者数

| | 受講者数 (名) | 構造別内訳 | | |
|----------|-------------|-------|-----|-----|
| | | 木造 | RC造 | S造 |
| 平成 8 年度 | 283 | 42 | 241 | |
| 平成 9 年度 | 147 | | | 147 |
| 平成 10 年度 | 59 | 59 | | |
| 平成 15 年度 | 441 | 441 | | |
| 計 | 930 | 542 | 241 | 147 |

「被災建築物応急危険度判定」にかかる技術者の養成

県は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、その判定を的確に行う技術者の養成と登録を行っています。

判定士の資格は5年ごとに更新が必要で、その際に講習会の受講を義務づけています。

また、講習会では、被災後の建築物の復旧方法についても説明しており、震災後の迅速な復旧にその知識が活かせるものとなっています。

(表 7) 被災建築物応急危険度判定士講習会の受講者数

| | 受講者数 (名) |
|------------------------|----------|
| 平成 8 年度 | 310 |
| 平成 9 年度 | 186 |
| 平成 10 年度 | 156 |
| 計 | 652 |
| 平成 13 年度 (8 年度の更新を含む) | 287 |
| 平成 14 年度 (9 年度の更新を含む) | 138 |
| 平成 15 年度 (10 年度の更新を含む) | 221 |
| 計 | 646 |

(5) 助成制度の活用

各種助成制度を活用し、「耐震改修等」の円滑な実施を促します。

公的機関の融資制度

(表 8)

| | 金融機関 | 対 象 | 制 度 概 要 |
|------------|--|------------------------|--|
| 耐震改修 工事 | 日本政策投資 銀行等政府系 金融機関 (窓口：政府系 金融機関) | 一般建築物 | 建築物耐震改修事業 「耐震改修促進法」の「特定建築物」について行う耐震 改修工事 日本政策投資銀行の場合：政策金利、融資比率30% |
| | 住宅金融公庫 (窓口：県下の 金融機関) | 住宅 ・戸建て住宅 ・マンション | 住宅改良融資(リフォームローン)...H14.4.22現在 住宅の増築、改築、修繕・模様替えに対する融資 融資限度額 1,000万円 中間金利2.70%(但し11年目以降は3.5%) 耐震改修を含む住宅の改修工事の融資 融資限度額 1,000万円 「耐震改修促進法」の認定を受けた場合 基準金利2.60%(但し11年目以降は3.5%) |

国の補助制度

(表 9)

| | 対 象 | 制 度 概 要 (窓口：県住宅企画課) |
|------------|--------------------|--|
| 耐震診断 | 戸建て住宅 | 公共住宅等供給効率化事業 地域要件：なし 補助率：地方公共団体が実施する場合 国1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国1/3+地方公共団体1/3 |
| | マンション | 市街地再開発事業等(市街地総合再開発基本計画) 地域要件：市街地総合再生計画の区域 補助率：国1/3 |
| | 事務所等 | |
| 耐震改修工 事 | 戸建て住宅等 | 密集住宅市街地整備促進事業 地域要件：密集事業の事業地区で、震災時に倒壊によって道路閉塞 が生じる恐れのある地区 補助対象：特定行政庁の勧告を受けて行う耐震改修工事費 補助率：15.4%(国7.7%+地方公共団体7.7%) |
| | マンション ・ 事務所等 | 耐震型優良建築物等整備事業 地域要件：地震防災対策強化地域 等 補助対象：調査設計計画費(10名以上の区分所有建築物に限る) 「耐震改修促進法」の認定を受けて行う耐震改修工事費 補助率：調査設計計画費 1/3(国1/6+地方公共団体1/6) 「耐震改修促進法」の認定を受けて行う耐震改修工事費 13.2%(国6.6%+地方公共団体6.6%) |

県の補助制度
(表 10)

| 事業名 | 保育所耐震診断事業 担当課 高知県幼保支援課 |
|-----------|---|
| 事業の趣旨及び内容 | <p>1 趣旨 南海地震に備え、保育所入所児童等の安全を確保するため、施設の耐震診断のための費用を助成します。</p> <p>2 内容 保育所耐震診断事業費補助金 補助先：市町村、民間保育所設置者（いずれも高知市除きます） 補助対象経費：昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ床面積が200㎡を越す非木造の建物の耐震診断費 補助率：公立1/3、私立1/2</p> |
| 事業名 | 私立学校施設耐震対策支援事業（幼稚園分）担当課 高知県幼保支援課 |
| 事業の趣旨及び内容 | <p>1 趣旨 南海地震に備えて、私立幼稚園施設の耐震化を促進するため、耐震診断の費用を助成します。</p> <p>2 内容 (1) 私立学校施設耐震対策支援事業費補助金 補助先：私立幼稚園の設置者 補助対象経費：昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ床面積が200㎡を越す非木造の建物の耐震診断費 補助率：1/2以内</p> |
| 事業名 | 公立小中学校等施設地震対策支援事業 担当課 高知県児童生徒支援課 高知県幼保支援課 |
| 事業の趣旨及び内容 | <p>1 趣旨 南海地震に備えて、公立小中学校及び公立幼稚園施設の耐震化を支援します。</p> <p>2 内容 (1) 公立学校施設耐震診断支援事業費補助金 補助先：市町村及び学校組合 補助対象経費：昭和56年以前に建築された2階建て以上、または面積が200㎡を越す非木造の校（園）舎・屋体等の耐震診断費 補助率：1/3以内 実施期間：平成15年度～平成17年度</p> |

4. 「耐震改修等」促進のための重点施策

4-1 「重点建築物」に対する施策の内容

県は、高知県地域防災計画及び市町村で定める地域防災計画との整合性を確保しつつ、「重点建築物」を設定し、耐震性の向上を図ります。

(1) 「重点建築物」の設定

用途や規模など建築物の個別の特性により、また、地域防災計画の趣旨を踏まえ、「既存建築物」の内から重点建築物を下表のとおり設定します。

(表 11) 重点建築物

| | | 建物の用途等 | 建築物の例 |
|------------------|--------------------|---|------------------------------------|
| 用途による設定及び優先度 | a. 機能確保が必要なもの | 復旧拠点施設 救援・救護施設 | 県・市町村災害対策本部等 消防署、警察署 災害拠点病院等 |
| | | 避難施設 | 避難所に指定された学校・公民館等 |
| | | ライフライン管理施設 | 水道・ガス・電気等の管理施設等 |
| | b. 災害時要援護者等の利用するもの | 各種福祉施設 | 老人保健施設、老人ホーム、養護学校、児童福祉施設、保育所等 |
| 規模及び地域による設定及び優先度 | c. その他 | 規模：3階以上、かつ2,000㎡以上の建築物 地域：密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付けられた場合、その区域内の建築物 | |

(2) 重点施策の内容

県は所管する「重点建築物」については、その所管する各部局で優先度を考慮して対象建築物を選定し、「耐震診断・改修計画」を作成し、国庫補助金等の助成制度を活用して計画的に「耐震改修等」を促進します。

また、県有建築物の「耐震改修等」に関して、関係課での改修事業が円滑に推進されるよう情報交換及び調整を行い、進捗状況を把握していきます。

市町村有建築物

市町村は、各市町村の地域防災計画及び県策定の「促進計画」等を踏まえ、災害時に重要な機能を果たすべき「重点建築物」を選定し、優先度を考慮しながら「耐震改修等」の計画的な推進を図るものとします。

また、県は市町村の施策内容の取りまとめをし、台帳(データベース)による進捗状況の把握を行います。

民間建築物

ア 台帳(データベース)による進捗状況の把握

「重点建築物」の所有者に対してアンケート調査を行い、「耐震改修等」の実施状況等を台帳により管理していきます。

イ 「耐震改修促進法」に基づく指導及び助言並びに指示等

県は、「重点建築物」の中で、「耐震改修促進法」第2条の規定により、同法施行令第1条に規定される「特定建築物」(規模3階以上、かつ、1,000㎡以上)の所有者に対しては、必要に応じて指導及び助言を行います。

また、同法第4条2項の規定により、同法施行令第3条に規定される「特定建築物」(規模3階以上、かつ、2,000㎡以上)の所有者に対しては、必要に応じて指示を行います。

ウ 促進策の具体化

(ア)パンフレットの配布及び送付

県は、「重点建築物」の所有者等に対し耐震性向上に関する知識の普及・啓発を図るため、パンフレットを作成し県の耐震相談窓口や市町村窓口等に常備し配布するとともに、定期的にダイレクトメールで送付します。

(イ)所有者向けの講習会の開催

県は市町村及び建築関係団体と協力し、「重点建築物」の所有者等に対し、講習会や相談会を開催することにより、情報提供や注意喚起を行い、「耐震改修等」の促進に関する意識の啓発を図ります。

(ウ)定期報告制度や建築物防災査察等の活用

定期報告制度や建築物防災査察等の機会をとらえ、「重点建築物」の所有者等に対し、「耐震改修等」に関する必要な情報提供を行うとともに、その意識の啓発を図ります。

(エ)立入指導の実施

「耐震改修等」の特に必要性の高い建築物 については、現地指導を行います。

特に必要性の高い建築物とは、多数の人が利用する建築物で、特に老朽化が著しい建築物、特に構造的にバランスの悪い建築物をいいます。

(オ)助成制度の活用

各種助成制度を活用し、「耐震改修等」の円滑な実施を促します。
助成制度(表8~10)参照

5. 計画の実施体制と役割分担

5-1 計画の実施体制

(1) 高知県南海地震対策推進本部 (担当課：危機管理課)

県は、所管する建築物については、その所管する各部局で優先度を考慮し、「耐震診断・改修計画」を作成し、国庫補助金等の助成制度を活用して計画的に「耐震改修等」を促進します。

また、南海地震対策の総合的な調整及び施設の円滑な推進を図るため、「高知県南海地震対策推進本部」を設置しており、その下で「耐震改修促進法」の立法趣旨を踏まえ、県有施設の維持保全工事の実施に合わせて「耐震改修等」を促進していきます。

(2) (仮称)高知県既存建築物耐震改修及び応急危険度判定連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、「既存建築物」の地震対策の総合的、計画的な推進を図るため、また、地震発生後の余震等による建築物への二次災害防止対策等を的確に実施するため、(仮称)高知県既存建築物耐震改修及び応急危険度判定連絡協議会を設置します。

本協議会を活用し、「促進計画」及び「実施計画」の周知徹底や、同計画推進のための連絡調整を図るものとします。また、地震発生後の被災建築物に対する応急危険度判定についても、県と市町村及び関係団体が連携を取りながら、的確な実施を図るための体制づくりを確保します。

(3) 四国耐震診断評定委員会

平成11年に四国内の建築士事務所協会が中心となって、「四国耐震診断評定委員会」を設立し、「既存建築物」の耐震診断結果及び耐震改修計画の評定を行っています。

なお、判定結果については、県を含む各「特定行政庁」が「耐震改修促進法」に基づく改修計画の認定審査を行う際に、参考資料として活用しています。

5-2 計画実施の役割分担

高知県、市町村、建築物所有者、建築関係技術者・団体は、以下に示す役割分担のもと、互いに連携を図りながら、「耐震改修等」を進めます。

(1) 高知県

計画の作成

「促進計画」の作成

「実施計画」の作成(高知市以外の地域)

「耐震改修等」の実施、促進

県有建築物の「耐震改修等」の計画的な実施

民間建築物の「耐震改修等」の促進

「重点建築物」の設定及び「耐震改修等」の誘導

「耐震改修促進法」に基づく「特定建築物」に対する指導・助言・指示

「耐震改修促進法」に基づく所管建築物に対する改修計画の認定

技術者養成・把握

「耐震改修等」関連技術者の養成、把握

所有者等に対する普及啓発、情報提供

耐震相談窓口の設置、運営

所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発

無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

市町村、建築関係団体との連携

市町村、建築関係団体等との連携体制の構築

建築関係団体との連携による、「耐震改修等」に関する技術者の養成

(2) 市町村

計画等の検討

「実施計画」における市町村検討項目についての検討、実施。

「耐震改修等」の実施、促進

市町村有建築物の「耐震改修等」の計画的な実施

民間建築物の「耐震改修等」の促進
「重点建築物」の「耐震改修等」の誘導

所有者等に対する普及啓発、情報提供
相談窓口の設置、運営
所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発

県、建築関係団体等との連携
県、建築関係団体等との連携体制の構築

(3) 建築物所有者等

自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
耐震診断の結果に基づく、必要に応じた耐震改修の実施

(4) 建築関係技術者

所有者等に対する普及啓発、情報提供
所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

「耐震改修等」の実施
「耐震改修等」の業務の適切な実施

技術の向上、研鑽
耐震診断講習会の受講、登録
「耐震改修等」に関する技術の向上、研鑽

(5) 建築関係団体

所有者等に対する普及啓発、情報提供
耐震相談窓口の設置
無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

技術者の養成
「耐震改修等」に関する技術者向けの講習会の実施

耐震判定業務の促進
四国耐震診断評定委員会の運営

県、市町村、との連携
「耐震改修等」の促進のための県及び市町村との連携組織の設置・運営

(参考資料編 6 計画実施の役割分担 参照)

6. 今後の課題とスケジュール

6-1 (仮称)高知県既存建築物耐震改修及び応急危険度判定連絡協議会の立ち上げについて

「実施計画」の総合的かつ計画的な推進を図るため、住宅部局とも協力し、市町村及び関係団体を対象とした連絡協議会を速やかに開催し、県、市町村、関係団体とが相互に連携、協力し合うための実施体制と役割分担を確立します。

また、被災建築物応急危険度判定についても、県と市町村及び関係団体が連携を取りながら、的確な実施を図るための体制づくりを確保します。

6-2 重点建築物等の実態把握について

定期的に県下の各重点建築物等の所有者に対し、その実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、「耐震改修等」の啓発パンフレットを送付し、速やかな実施を促します。

これにより、台帳(データベース)^(注1)の各建物データの精度を高め、その進捗状況の把握と今後における啓発活動の基礎資料として活用していきます。

6-3 県有施設の耐震改修の計画づくり

県有施設のうち「重点建築物」については、高知県南海地震対策推進本部での総合調整を踏まえ、施設毎の具体的な耐震改修スケジュールを策定します。

6-4 新たな助成制度の検討について

今後、「耐震改修等」ともなう新たな融資、助成制度の可能性について、同推進本部での総合調整を踏まえ早急に検討します。

6-5 その他

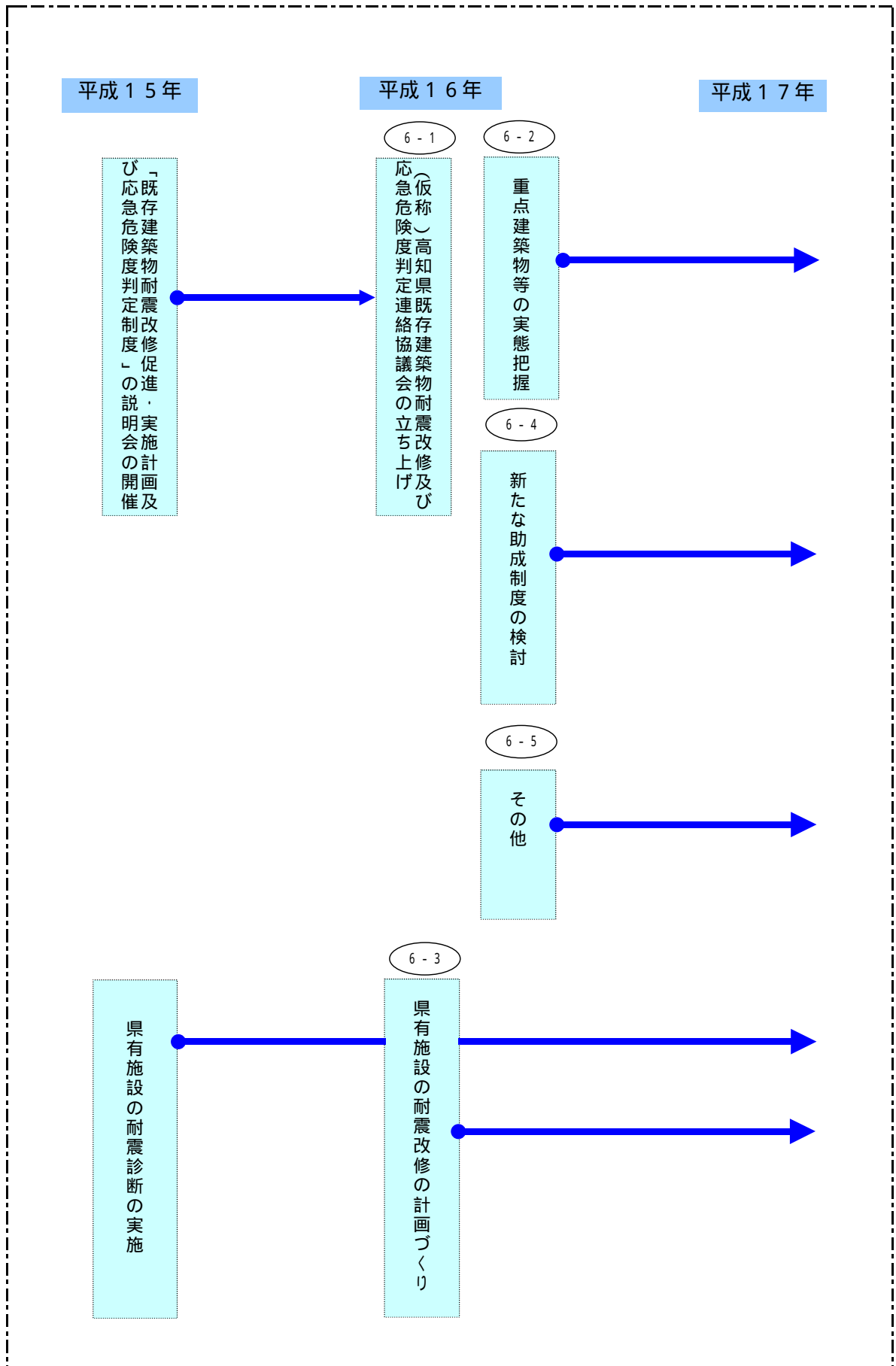
今後において、地震防災上特に重要な区域等の指定がなされた場合、エリア内の「既存建築物」について、より積極的な「耐震改修等」の実施を促します。

なお、上記の各課題については、今後において具体的な計画が策定され次第、「実施計画」にその内容を盛り込み(追加、修正)、

県のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~shidou-k/>)へ掲載します。

(注1) 台帳(データベース)とは、本計画を作成及び更新するための基礎資料として「特定建築物」のデータを中心に作成されたシステムです。

当面のスケジュール（平成15年～平成17年）



参考資料編はこちら